発信元:株式会社サンガム IP(https://www.sangamip.jp)

インド知財情報メール:第2019-6号、2019年12月2日発行本メールにて、当社が関わるイベントやセミナー、インドの知的財産に関する情報をお届けします。なお本メールは、ご関心のある方に転送して頂いて構いません。

 $\Diamond \blacklozenge \Diamond \cdots \Diamond \Diamond \Diamond \cdots TOPICS \cdots \Diamond \Diamond \Diamond \cdots \Diamond \Diamond \Diamond$

【1】日印間 PPH 導入、インド知的財産庁が PPH 申請を 2019 年 12 月 5 日から受け付け開始

【2】インド知的財産庁が特許権利化実務および手続マニュアルを公開

【1】日印間 PPH 導入、インド特許庁が PPH 申請を 2019 年 12 月 5 日から受け付け開始 インド知的財産庁と日本特許庁が、特許審査ハイウェイ PPH (Patent Prosecution Highway) 試行プログラムに基づく申請を 2019 年 12 月 5 日から開始すると発表しました。日印間特許審査ハイウェイ試行プログラムの詳細について以下の日本語のサイトで情報を得ることが可能です。

https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_india_highway.html

また、インド知的財産庁と日本特許庁が、PPH申請する際のガイドラインを公開しました。英語および日本語によるガイドラインは以下のリンクからダウンロードが可能です。 英語:

 $http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/News/591_1_PPH_Procedure_Guideline_combined_20191128_final.pdf$

日本語:

相談が可能です。

https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/document/guideline/india_ja.pdf

インド特許出願に対して PPH 申請する場合、基礎出願が日本特許出願であること、日本特許出願の少なくとも一つの請求項が許可可能であるという日本特許庁の通知があること、所定の書類およびその英訳を提出すること、所定の費用を納付することが必要です。

【2】インド知的財産庁が特許権利化実務および手続マニュアルを公開

インド知的財産庁が新しい特許権利化実務および手続マニュアル(MPPP: MANUAL OF PATENT OFFICE PRACTICE AND PROCEDURE)を 2019 年 11 月 27 日に公開しま

本マニュアルは以下のリンクからダウンロードすることが可能です。

http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/Images/pdf/Manual_for_Patent_Office_Practice_and_Procedure_.pdf

株式会社サンガム IP は、東京にオフィスがあるインドの知的財産を専門に扱う会社です。 インドにおける特許・意匠・商標の権利化、権利行使、調査、情報収集について日本語でご

◇本メールは当社のホームページから登録された方にお送りしております。

◇メール配信の中止をご希望の場合、大変お手数をおかけいたしますが、本メールに返信して頂き、その際に件名に「削除」とご記入くださいますようお願い申し上げます。

◇メールアドレスの変更を希望されます方は、本メールに返信して頂き、その際に件名に新 メールアドレスと会社名をご記入くださいますようお願い申し上げます。